

【陳情事項に伴う回答書】

【2】

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

〔回答〕

現在の保険料設定は介護保険法に基づいて6段階にて行っております。

特に、第4段階では基準額の他に特例として、本人が住民税非課税者で課税年金収入額が80万円以下の方の負担割合を下げ設定しておりますので、実質7段階方式としており、低所得者への配慮はなされていると考えております。

- ② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

〔回答〕

今のところ、町独自で減免を行う考えはありません。

- ③ 訪問介護サービスにおける「院内介助制度」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

〔回答〕

本町では特に制限はしておりません

- ④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行ってください。基盤整備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

〔回答〕

施設整備につきましては、海部津島圏域の数量規制等がございます。

また、本町は町営にてデイサービスを行っており、近隣市町においても年々介護サービス事業所が増加していますので、今後の状況を見守っていきたいと考えております。

- ⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件及び研修について、財政的な支援をしてください。

〔回答〕

現在のところ、財政的な支援は考えておりません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ① 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

[回答]

65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、配食サービスは現在のところ、毎週一回、安否確認を兼ねて実施しております。

また、65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、高齢者の方が交流できる場として実施している「ふれあい交流会」時に会食を取り入れております。

- ② 消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢者夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

[回答]

毎年6月に民生委員の協力を得て65歳以上のひとり暮らし高齢者の実態を調査し、見守りを必要とする方の把握を行っております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

[回答]

一般町民を対象に、総合福祉センターを起点として、町の主な施設など29箇所にバス停を設置し、町内を2コース交互に一日計8回福祉巡回バスを無料で運行しております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

[回答]

寝たきりや認知症を予防するために、高齢者全体を対象とした「はつらつ教室」、在宅介護支援センターによる「転倒骨折予防教室」などを実施しています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

[回答]

現在のところ、公営住宅の整備については考えておりません。

(3) 障がい者控除の認定について

- ① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。
- ② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

[回答]

特別障害者控除の対象となる「ねたきり老人」につきましては、広報に掲載して周知しております。

介護保険の要介護認定者につきましては、近隣市町を参考にしながら、要介護認定者を対象に申請書の送付も検討していきたいと考えております。

2. 高齢者医療などの充実について

- ① 後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

[回答]

後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にする考えはない。

後期高齢者福祉給付金は、平成20年8月以降も75歳以上のひとり暮らし非課税者を対象としている。

- ② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

[回答]

広域連合において取り扱いを決めている。それにより運用している。現在6名の方に短期保険証を交付している。

- ③ 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

[回答]

県の補助対象外となり、財源の問題もあり、適用は考えていない。

3. 子育て支援について

- ① 18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

[回答]

平成21年4月から小学生の入院・通院、中学生の入院(償還払)について適用している。今のところ拡大する予定はない。

参考

平成20年度	0歳～小学校入学前	入院・通院
	小学校入学～中学校卒業	入院(償還払)
平成21年度	0歳～小学校卒業	入院・通院
	中学校入学～中学校卒業	入院(償還払)

- ② 妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるよう助成してください。

[回答]

産後については、今のところ実施する予定はありません。

- ③ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

申請書の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

[回答]

認定対象基準は、生活保護基準額の1.2倍です。

申請書の受付は、市町村窓口と学校のどちらでも可能です。

また、民生委員の証明は必要ありません。

- ④ 義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

[回答]

現在のところ、給食費の補助1人あたり月額150円をしているが、無料にする考えはありません。

4. 国保の改善について

- ① 国民健康保険制度の広域化に反対してください。

[回答]

国保制度の広域化については、詳細まで決定していない状況である。現時点で賛成・反対を唱えるのは時期尚早である。

- ② 保険料（税）について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料に引き下げてください。

[回答]

国保税の税率については、保険税の性質上、給付と負担のバランスを考慮し、保険事業の安定化を図るため、必要に応じて税率の改正を行っている。

一般会計からの繰り入れは毎年実施しており、町財政の許す限りの繰り入れをしている。減免規定について、従前は災害減免のみを規定していたが、平成20年度に規則を大幅に改正した。（著しい収入の減少について規定を追加した。）

イ. 18歳未満の子供については、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

[回答]

財源の問題もあり考えていない。

ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

[回答]

財源の問題もあり考えていない。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

[回答]

平成20年度に減免規定の見直しを実施したが、財政面からもこのような要件は考えていない。

- ③ 保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

〔回答〕

今まで資格証明書を発行したことはない。資格証明書は、最後の手段として考えている。短期保険証を交付し滞納者とできるだけ面談をする機会を多く持ち納税を促している。今後もこの方針でいきたい。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

〔回答〕

給付の制限はしておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意向があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

〔回答〕

税負担の公平を図るために行っているもので、あくまでも滞納がなくなるまで短期の保険証を交付していく。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

〔回答〕

短期保険証を交付する際に面談を行うので、当然、生活実態の把握に努めている。それで減免規定の適用ができれば減免を行う。また、当町では「弁護士による多重債務相談」を実施しているので、該当する希望者には周知をしている。差し押さえ等については、分納などに応じない悪質滞納者に対して行っていく方針である。国保への加入については、広報、HPなどで周知しているし、転入時にも住民課で国保への加入の有無を聞いている。無保険者の調査を実施することは考えていない。

④ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

〔回答〕

平成20年度に要綱を規定し、平成22年度に改正を行った。

(国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する取扱要綱)

基準生活費の115%以下の世帯	一部負担金	免除
基準生活費の115%を超え130%以下の世帯	一部負担金	1/2免除
基準生活費の130%を超え140%以下の世帯	一部負担金	徴収猶予

としている。

5. 障がい者施策の充実について

- ① 現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

〔回答〕

国の制度にならっており、今のところ町独自の制度は考えておりません。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者（児）本人（個人単位）としてください。

〔回答〕

国の制度にならっており、今のところ町独自の制度は考えておりません。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

〔回答〕

町の予算が逼迫しており、増額は難しい状況であります。

また、社会生活上必要不可欠な外出である通院介助等は、障害福祉サービスの居宅介護での算定をしております。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

〔回答〕

今のところ町独自の制度は考えておりません。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

〔回答〕

国の制度にならっており、今のところ町独自の制度は考えておりません。

- ② ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

〔回答〕

町の予算が逼迫しており、町単独での基盤整備は難しい状況であります。

また、近隣市町においても年々サービス事業所が増加していますので、今後の状況を見守っていきたいと考えております。

6. 健診事業について

- ① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

[回答]

特定健診事業について、今年度も自己負担をお願いして行っている。

(70歳未満・個別1,000円・集団800円)

集団健診は、8月に実施した。

通年実施については、考え方として持ってはいるものの海部医師会との調整などクリアすべき課題がある。引き続き努力していきたい。

歯周疾患検診については、無料です。個別医療機関委託は、節目の40歳に実施しています。

がん検診については、有料となっています。これは、国庫補助金等がつかないことと、受診者が多く、個別での医療機関でも実施しているため、検診委託料も高く財政的にも負担が大きいので、無料での実施は、大変難しい。検診等を受診する機会が多い方が、がん等の病気の早期発見につながるという大変大きなメリットがあるので、受診される方にも応分の負担をお願いしております。

実施期間は、集団の場合、保健センターは、他の検診とか予防接種等多くの事業があるため、通年での実施は、不可能であります。また、個別の医療機関の場合も医師会の考え方として、インフルエンザ等の予防接種があるため、実施期間をずらしてほしい意向があり、不可能であります。

がん検診は、個別医療機関委託・集団健診をともに実施しております。

- ② 40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

[回答]

健康診査は、実施しております。自己負担は、有料となっております。無料での実施は、大変難しい。健康診査を受診する機会が多い方が、病気の早期発見につながるという大変大きなメリットがあるので、受診される方にも応分の負担をお願いしております。

7. 予防接種について

- ① ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用については、助成する制度をつくってください。

[回答]

国において副作用等に対する対策が講じられる等、接種に対する諸問題が解決されてから実施するかどうか判断することになります。

- ② 上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

[回答]

今のところ実施する予定はありません。

8. 生活保護について

- ① 憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

[回答]

実施機関である福祉事務所が保護の決定を行っております。電話や窓口において保護の相談があれば、速やかに福祉事務所に通報し、審査事務を行うなど適切に対応しております。

- ② 就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

[回答]

現在は、福祉事務所の職員が就労支援や生活指導をおこなっております。